

天橋立海面利用安全対策協議会 「水上オートバイ啓発活動（４月２９日）」の中止について

令和４年４月２８日
京都府丹後広域振興局
地域連携・振興部 総務防災課
電話 ０７７２-６２-４３０１
ＦＡＸ ０７７２-６２-５８９４

天橋立エリアの自治会・観光・漁業関係団体・マリン事業者、行政等の関係機関による「天橋立海面利用安全対策協議会」において、水上オートバイ等の海面利用のルールを自主規制として定め、安全航行を促進してきたところです。

今回、令和４年度のシーズンに向けた海面利用ルールの周知等に向け「水上オートバイ啓発活動」を予定しておりましたが、天候の悪化が予想されることから開催を中止させていただきますのでお知らせいたします。

記

１ 水上オートバイ啓発活動

天橋立海面利用安全対策協議会の参画機関が連携し、天橋立エリアにおける水上オートバイ等の安全な航行を促進し、地元住民や観光客にとって安心、安全で快適な環境を実現するため海面利用ルール等の啓発を実施

２ 日 時

令和４年４月２９日（金・祝日） 午前１１時から（１時間程度）（予定）
※荒天候の場合は中止します。なお、中止の場合は連絡します。

３ 場 所

天橋立大天橋（天橋立海水浴場の砂浜付近）

４ 内 容

天橋立海面利用安全対策協議会で以下の啓発を実施

- ・海面利用ルールの周知（のぼり等）
- ・水上オートバイへの大天橋付近の徐行の啓発（大天橋に横断幕を今シーズン新規設置）

５ その他（啓発活動は中止しますが、海面利用ルールは開始します）

- ・一時着岸エリアの看板の設置、横断幕の掲示
（４月２９日から９月末まで）
- ・水上オートバイの利用者の標識（リストバンドの装着）
（４月２９日から９月末まで）

